

令和7年度第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月5日（木）13時30分～14時14分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議 案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 9件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 青年等就農計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
4. 報 告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5件
5. 出席委員 13名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、15番戸田敏一
6. 欠席委員 2名
6番篠崎輝武、14番片岡孝
7. 事務局 山老事務局長、小川主査
8. 議事録

議 長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和7年度第11回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、9番石井委員と10番市原委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。
それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、5議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、9件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、6件、議案第3号、農業経営改善計画の認定について、議案第4号、青年等就農計画について、議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、でございます。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和8年1月29日午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をします。

5 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は福俵字山王、田1筆231平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。1月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田中宇岩木の畑1筆、334平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢であり農業が出来ないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では落花生の作付を予定しています。1月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3から5につきまして、関連しておりますので一括して池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号3、4、5は譲受人が同一人物に関連がありますので、一括でご説明します。本件は、3件とも全て農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。

 最初に番号3の申請地は砂古瀬字水神下の田1筆、1,051平方メートルの農地です。申請理由は、譲受人が会社の正社員で農地を耕作できなくなってしまい、譲受人と売却の同意が出来ましたので申請したものであります。営農計画においては水稻の作付を予定しています。

 次に番号4の申請地は依古島字家下の現況畑4筆、合計3,362平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢で農地を耕作できなくなってしまい、

譲受人と売却の同意が出来たことから申請したものであります。営農計画においては、キャベツ、ブロッコリーの作付を予定しています。

次に番号5の申請地は依古島字家下の現況畑1筆、1,019平方メートルの農地です。申請理由は、前の4と同じ譲渡人が高齢化のためです。営農計画においては、ブロッコリーの作付を予定しています。1月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は二之袋字朝市の現況田6筆、3,060.91平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては水稻の作付を予定しています。1月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7及び8につきまして、関連しておりますので一括して野口委員より意見発表をお願いします。

1番 番号7と8について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は極楽寺字中村の田5筆、合計2,531平方メートルの農地と、極楽寺字中村の田9筆、極楽寺字西辺田の田6筆、合計5,684平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付を予定しております。1月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号9につきまして、市原委員より意見発表をします。

10番 番号9について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は山口字下山口の田1筆、816平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では、水稻の作付を予定しています。1月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の３ページから５ページをお願いいたします。

申請番号１は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金九十九里有料道路福俵パーキングの南西、約３００メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号２は、売買による所有権移転の申請です。場所は、雄蛇が池駐車場の北、約４００メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、落花生です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号３は、売買による所有権移転の申請です。場所は、砂古瀬公民館の北東、約２５０メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は会社員で農業が出来ないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号４は、売買による所有権移転の申請です。場所は、依古島公民館の南東、約２００メートルから３００メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は高齢で農業が出来ないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、キャベツ、ブロッコリーです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号５は、売買による所有権移転の申請です。場所は、依古島公民館の南東、約２５０メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は高齢で農業が出来ないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ブロッコリーです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号６は、賃借権設定の申請です。場所は、二之袋公民館の北西、約３５０メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、賃借権設定することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号７は、賃借権設定の申請です。場所は、特別養護老人ホーム福福の里の南東、約６００メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、賃借権設定することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号８は、賃借権設定の申請です。場所は、特別養護老人ホーム福福の里の南東、約３００メートルから６００メートルに位置しています。申請理由は、譲渡

人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、賃借権設定することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号9は、売買による所有権移転の申請です。場所は、大和幼稚園の南西、約500メートルに位置しています。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

2 番 申請番号6、7、8の賃借権設定の案件だが、それぞれの賃借額を教えてください。

事務局 お答えします。まず申請番号6ですが、申請6筆に対し、コメ3俵相当であります。続いて、申請番号7ですが、10アールあたり、コメ1俵であります。続いて、申請番号8につきましても、10アールあたり、コメ1俵であります。

議 長 よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんでしょうか。

4 番 申請番号6の譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社が借りて農業を行うとのことだが、これは、この会社が農業をやるとのことか。あるいは、この会社の誰か個人が農業をやるとのことか。

事務局 お答えします。申請番号6の案件ですが、今回、議案書記載の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社が、法人として、農業を行うものであります。実際は、この会社の社員が行うと聞いておりますが、あくまで、会社として、法人格の会社が、譲渡人との間で農地の貸し借りについて契約を結び、農業経営を行うものとご理解ください。つまり個人が行うものではありません。

議 長 よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

ご意見等が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号１につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

５番 番号１について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。申請地は、上武射田字明野の畑１筆、面積９９８平方メートルの農地です。譲受人は観光いちご園を経営しており、そのための駐車場として２９台分を停めるための申請であります。埋立は行わず、砂利を敷き詰め整地します。周辺農地への被害防除対策は案内板等を設置し事故防止を図ります。１月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号２につきましても、平山委員より意見発表をお願いします。

５番 番号２について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の畑１筆、面積５０８平方メートルの農地です。用途は資材置場用地です。周辺農地への被害防除対策は資材や土砂が流出しないようにするとのことです。１月２９日に現地を確認し、申請書類も確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでしたので、許可相当と判断します。

議 長 次に、申請番号３につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

１２番 番号３について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、家徳字上南の畑１筆、面積８１６平方メートルの農地です。申請の目的は事務所の設置と駐車場です。隣接農地への対策は土留めにより土砂流出を防止するとのことです。排水については雨水は排水路へ、汚水は浄化槽で処理後に排水路へ放流する計画です。土地改良区の排水同意書が添付されております。１月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号４につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

１番 番号４について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、油井字丑子台の現況畑４筆、面積合計５，０７４平方メートルの農地です。転用の目的は太陽光発電設備の用地です。転用に伴い、

敷地の外周に防草シートを埋設します。埋め立ては行いません。排水については、雨水は敷地内浸透で処理します。１月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次、申請番号５につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

１２番 番号５について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による賃借権設定を伴う一時転用の申請です。申請地は、荒生字上野の畑１筆、面積１，０８０平方メートルのうち１平方メートルの農地です。転用の目的は営農型太陽光発電設備の引込用支柱及び支柱用フェンスの設置です。１月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次、申請番号６につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

１０番 番号６について説明いたします。本件は、農地法第５条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、極楽寺字舞台の畑１筆、面積１，４７５平方メートルの農地です。転用の目的は資材置場として使用します。汚水の発生はありません。雨水については、敷地内浸透とします。敷地境界には碎石を敷き、土砂の流出を防止します。１月２９日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の６ページから７ページをお願いいたします。

申請番号１は、賃借権の設定を伴う転用の申請です。場所はセブンイレブン東金武射田店の北、約２５０メートルに位置しています。転用の目的は、駐車場用地です。本件駐車場は、借受人が付近で営業する観光いちご園の来客用駐車場です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第１種農地に該当すると判断されますが、農畜産物販売施設の利用のために必要不可欠な駐車場で、その施設に併設して設置され、かつ、利用者数等に照らして規模が過大でないと認められることから、第１種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号２は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は北之幸谷の妙徳寺の北西、約２００メートルに位置しています。転用の目的は、貸資材置場用地です。譲受人は、市内で電気設備工事会社を営んでおり、譲受人個人が資材置場

を設置し、当該会社へ資材置場として貸し出すものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所はセブンイレブン東金家徳店の南東、約100メートルに位置しています。転用の目的は、事務所、駐車場用地です。譲受人は、市内で建設業を営んでおり、事業拡大に伴い本社の事務所、駐車場が手狭になってきたため、新たに事務所、駐車場を確保するものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は東金テクノスクールのすぐ北側に位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号5は、賃借権設定を伴う一時転用の申請です。場所は正気小学校の南東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の引込用支柱及び支柱用フェンスです。立地基準につきましては、申請地は、農用地区域内にある農地ですが、仮設構造物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目標達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号6は、交換による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は特別養護老人ホーム福福の里の北西、約850メートルに位置しています。転用の目的は、資材置場用地です。譲受人と譲渡人がお互いの土地の形状を整えるため土地の交換をするもので、申請地において周辺伐採樹木の置場として使用する計画です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

2 番 申請番号4の案件だが、現地はどのような状況でしょうか。山林でしょうか。畑でしょうか。

事務局 お答えします。申請番号４の現地ですが、登記地目は山林ですが、現地は畑の状態になっております。ですので、農地転用の対象となります。

２番 それに伴って５，０００平方メートル以上ですから、最終的には県の審査を経てとなる案件ですか。併せて、近隣説明はちゃんとされているのでしょうか。

事務局 お答えします。委員お見込みのとおり、本件は県の常設審議会に諮られる案件となります。また、隣接農地は１筆ありまして、その農家さんには、説明がされていることを確認しております。

２番 説明をするだけですか。同意は必要あるのですか。

事務局 お答えします。隣接農地の方からの同意書までは必要ではありません。説明の義務はございます。

議長 よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

議長 ご意見等が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。次に、議案第３号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第３号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第１２条第４項の規定により、意見を求められた案件は再認定５件、新規１件でございます。議案第３号別冊の１ページをご覧ください。幸田の農業者で営農類型は水稻です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大により作業の効率化を図るものです。機械、施設につきましては、トラクターや乾燥機などを導入するものとなっております。

続きまして４ページをご覧ください。菱沼の農業者で営農類型は水稻です。経営改善につきましては、大型機械の導入による作業の効率化を図るものです。機械、施設につきましては、乾燥機や田植機などを導入するものとなっております。

続きまして７ページをご覧ください。北之幸谷の農業者で営農類型は水稻、麦、雑穀、イモ類、豆類です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大や機

械、施設の導入により作業の効率化を図るものです。機械、施設につきましては、ドローンやレーザーレベラーなどを導入するものとなっております。

続きまして10ページをご覧ください。宿の農業者で営農類型は露地野菜です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大及び作業の効率化を図るものです。機械、施設につきましては、収穫機やベストロボなどを導入するものとなっております。

続きまして13ページをご覧ください。道庭の農業者で営農類型は施設野菜です。経営改善につきましては、機械の導入による作業の効率化を図るものです。機械、施設につきましては、動力噴霧器や管理機などを導入するものとなっております。

続きまして16ページをご覧ください。押堀にて新規認定として営農する予定の方で、営農類型は施設野菜です。今後の経営方針として、補助制度や融資制度を活用し、機械や施設を導入することにより収穫量の増加や品質向上を目指す計画となっております。機械、施設につきましては、トラクターや軽トラックなどを導入するものとなっております。

以上、再認定5件、新規1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号青年等就農計画について審議に入ります。
農政課より説明願います。

農政課 議案第4号、青年等就農計画についてご説明申し上げます。議案書は9ページ、資料は別冊の青年等就農計画認定申請書を願います。

本議案は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定により、意見を求められた案件は新規1件でございます。この方の営農開始日は令和5年1月で、既に営農を開始しております。東金市極楽寺にて営農を行っており、営農類型は露地野菜です。主にねぎを生産しております。今後は設備の導入、面積拡大を図り、いずれは法人での営農を目指しています。

以上、新規1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は

、農業経営基盤強化促進法第14条の4の要件に該当しております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件でございますので、4番農宮委員、農地利用最適化推進委員5番葛岡委員は退室をお願いします。
一時休憩します。

(農宮委員、葛岡委員退室)

再開します。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。議案書は10ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画案をお願いいたします。
本議案は、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権の設定で、令和8年2月、農用地利用集積等促進計画案一覧のとおり、市内耕作者7名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(農宮委員、葛岡委員入室)

再開します。

次に、報告第1号から第2号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の11ページから12ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。12月24日から1月23日までに受付した案件は2件です。いずれも相続により所有権を取得したものです。いずれも斡旋等の希望はありません。

議案書の13ページから14ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。12月24日から1月23日までに受付した案件は5件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和 8 年 2 月 5 日